

株 主 各 位

大阪市北区西天満四丁目11番22号
株式会社デジタルデザイン
代表取締役社長 寺 井 和 彦

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年4月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年4月26日（火曜日）午後1時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場「グランキューブ大阪」12階 会議室
前回と同じ会場ですが、開始時間と階が異なりますのでお間違えの無いようお願い申しあげます。
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第20期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.d-d.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年2月1日から  
平成28年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や金融政策の効果による企業収益及び雇用環境など緩やかな回復基調といわれながらも、新興国経済の成長鈍化による下振れ懸念もあり不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループはクラウド型デジタルデータ化サービス「BizIT」、ネットワークアクセスの高速化技術「FastConnector」、画像配信、画像処理技術「ImageReporter」などの主要プロダクトの販売推進をおこなうと共に、ソフトウェアサービスの新規マーケットを獲得すべく事業活動を進めてまいりました。

クラウド型デジタルデータ化サービスでは、当社サービス「BizIT」を活用し総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」において、在宅型分散クラウド入力サービスのシステム開発及び運用企画を進めてまいりました。

当該サービスはクラウドを介して様々な企業システムやサービスと連携し、アナログ情報のデジタル変換を高精度でおこなえるクラウドソーシングの基盤であります。

ネットワーク高速アクセスを支援する「FastConnector」シリーズにおきましては、多様化するデバイスに対応するためのスマート対応やデータ連携部のさらなる高速化を実施してまいりました。

デジタル画像解析、映像分野では、犯罪捜査における防犯カメラ画像の重要性が増し、取得した画像の解析ニーズが高まっていることもあり捜査支援用画像処理システム「ImageReporter」シリーズの検察、警察など各捜査機関での採用が拡大いたしました。

また、新規マーケットを獲得するため、音声による入力一般化するとの予想から、音声認識技術をもつ救救.com株式会社の救命支援システムなど大きな騒音のなかで高い音声認識効果をもつ「NOIZNONクリアボイス」のノイズ除去技術を活用した各種ソリューションの商品化を目指し、同社との共同事業の準備を進めてまいりました。

さらに、本業活性化のため子会社のDDインベストメント株式会社による調査業務に基づき新規事業案件の発掘や資産運用をおこなうようになりました。

体制面におきましては、収益力向上のための基礎的な業務能力強化に注力するとともに、内部管理体制を見なおしてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高 155,014千円（前連結会計年度比14.3%減）、営業利益19,777千円（前連結会計年度比20.8%増）となりました。

しかしながら、100%子会社DDインベストメント株式会社による調査業務に基づく、長期保有による高配当収益を目的とした運用のなかで、最近の株価及び為替・金利の変動による影響をうけ保有ポートフォリオの含み損が発生したため、「金融商品に関する会計基準」に基づき、損失14,905千円を計上し、経常利益 5,706千円（前連結会計年度比66.4%減）となりました。

また、経営効率の改善を検討し、受験者数が減少傾向にあるOMG認定資格試験関連資産につきましては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、14,175千円を減損する判断をしたことにより、当期純損失11,856千円（前連結会計年度は当期純利益 12,985千円）となりました。

#### (ITサービス事業)

ITサービス事業におきましては、主力のネットワークアクセス高速化ミドルウェア「FastConnector」シリーズにおいて、データベースアクセスを高速化する「FastConnector V3」は、小売、流通関連のお客様を中心に堅調に販売が進み、併せて新バージョンのWindows Mobile OSやAndroid OS搭載の小型化されたデバイスへの対応や、最新の商用RDBへの対応をおこないました。また、Windows ファイル共有環境においてアクセスを高速化させた新バージョン「FastConnector for CIFS」の機能強化を進め販売を開始し、大手情報機器メーカーからの受注を獲得するなど新たな顧客層へ幅広い環境でご利用いただくことが可能となりました。

クラウド型デジタルデータ化サービス「BizIT」においては、昨年度のアズ株式会社との業務提携により当社技術により構築したアズ社提供サービスにライセンス提供をおこなうとともに、総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」の委託先として採択された、山形県高島町にて何処でも誰でも簡単に仕事ができる環境を創出する運用環境の構築と実証をおこないました。

今回の実証事業を足掛かりとして、地方創生に役立てるよう他地域への展開をおこなうべく継続して活動しております。

超解像の画像処理エンジンを搭載した捜査支援用画像処理システム

「ImageReporter」シリーズにおいては、防犯カメラ映像などの画像解析ニーズの高まりを見せていることもあり、前連結会計年度に引き続き、地方検察庁向けに採用が拡大しました。企業内動画共有ソリューション

「CorporateCAST」においては、大手広告代理店向けに納入したシステムのカスタマイズ業務を継続して受注しております。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高 143,367千円（前連結会計年度比14.6%減）、営業利益67,789千円（前連結会計年度比16.3%増）となりました。

#### （自社ビル賃貸事業）

連結子会社である株式会社ディーキューブが保有する賃貸用不動産（自社ビル）の賃料収入であります。

現在、株式会社ディーキューブが保有する6階建ての当該自社ビルの2フロアに当社グループが入居し、その他をテナントとして賃貸しております。

当該テナントは2月末日にて1フロアが空室の状態であり入居者募集をおこなっております。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

### ① 収益体質の改善

収益体質の改善のため、全てをお客様を軸とした活動とし、システムを通してお客様の経済活動に貢献し、お客様から真にご評価いただける会社に変貌してまいります。また、常に遅滞なく実践するチームワークを心がけてまいります。

今後、企業のクラウドサービス利用が急速に拡大するなか、当社が保有する技術を活用しITイノベーションが進むと見られるサービス分野における顧客価値向上のため、自社ソフトウェアサービスや製品開発を実施してまいります。

また、引き続き新規マーケットを獲得するための新たな業界、企業との協業・提携を模索してまいります。

### ② 内部管理体制の強化

業務の有効性及び効率性の検証、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令の遵守、会社資産の保全・蓄積に向け、内部管理機能の強化に取り組んでまいります。

## (3) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 第 17 期<br>(平成25年1月期) | 第 18 期<br>(平成26年1月期) | 第 19 期<br>(平成27年1月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年1月期) |
|-----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                              | 287,751              | 123,461              | 180,920              | 155,014                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                | △290,579             | △71,599              | 12,985               | △11,856                           |
| 1株当たり当期純<br>利益又は1株当<br>り当期純損失(△)<br>(円) | △107.98              | △26.61               | 4.83                 | △4.41                             |
| 総 資 産 (千円)                              | 1,087,305            | 1,012,472            | 1,029,563            | 1,028,155                         |
| 純 資 産 (千円)                              | 1,046,556            | 974,559              | 987,515              | 976,914                           |
| 1株当たり純資産額 (円)                           | 388.75               | 362.16               | 366.97               | 363.03                            |

- (注) 1. 記載金額については、千円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は、平成25年8月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり当期純損失及び1株あたり純資産額を算出しております。

#### (4) 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|----------------|----------|----------|---------------------------------|
| DDインベストメント株式会社 | 30,000千円 | 100.00%  | 有価証券の投資、売買、保有及び運用に関わる投資コンサルティング |
| 株式会社UML教育研究所   | 52,000千円 | 88.30%   | コンピュータの利用技術に関する資格試験資産の管理        |
| 株式会社ディーキューブ    | 60,000千円 | 100.00%  | 保有する賃貸不動産の賃貸                    |

(注) 事業を休止しておりました株式会社インタラ・ブレーションは、平成27年11月6日の取締役会においてDDインベストメント株式会社として新たな事業を開始いたしました。

#### (5) 主要な事業内容 (平成28年1月31日現在)

| 事 業 区 分         | 主 要 サ ー ビ ス 及 び 製 品                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| I T サ ー ビ ス 事 業 | クラウド型サービス<br>モデリング技術関連サービス<br>モデリング技術を活用したシステムインテグレーションサービス<br>ライセンスソフトウェア販売及び保守 |
| 自 社 ビ ル 賃 貸 事 業 | 保有する賃貸不動産の賃貸                                                                     |

#### (6) 主要な営業所 (平成28年1月31日現在)

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 当 社            | 東京オフィス／東京都千代田区<br>大阪オフィス (本社) ／大阪市北区 |
| DDインベストメント株式会社 | 東京オフィス／東京都千代田区                       |
| 株式会社UML教育研究所   | 東京オフィス／東京都千代田区                       |
| 株式会社ディーキューブ    | 東京オフィス／東京都千代田区                       |

(注) 事業を休止しておりました株式会社インタラ・ブレーションは、平成27年11月6日の取締役会においてDDインベストメント株式会社として新たな事業を開始いたしました。

#### (7) 使用人の状況 (平成28年1月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 13名     | 2名増         |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。  
2. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含めておりません。

#### (8) 主要な借入先の状況 (平成28年1月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 10,764,000株
- ② 発行済株式総数 2,691,000株
- ③ 株主数 1,189名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名           | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------|------------|-------------|
| 寺井和彦          | 1,195,900  | 44.44       |
| 松田元           | 269,100    | 10.00       |
| 熊倉次郎          | 75,000     | 2.78        |
| デジタルデザイン役員持株会 | 70,400     | 2.61        |
| 株式会社SBI証券     | 60,700     | 2.25        |
| 長尾大           | 35,000     | 1.30        |
| 日本証券金融株式会社    | 31,400     | 1.16        |
| 佐々木永年         | 27,300     | 1.01        |
| 富岡伸成          | 22,300     | 0.82        |
| 村山俊彦          | 22,000     | 0.81        |

(注) 持株比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年1月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|----------|------|----------------------------------------------|
| 取締役会長    | 福山義人 |                                              |
| 代表取締役社長  | 寺井和彦 | 株式会社ディーキューブ 代表取締役社長<br>株式会社 UML教育研究所 代表取締役社長 |
| 取締役      | 松田元  | DDインベストメント株式会社 代表取締役社長                       |
| 取締役      | 星川征仁 |                                              |
| 常勤監査役    | 碓利之  |                                              |
| 監査役      | 金子俊夫 |                                              |
| 監査役      | 井上敏志 |                                              |

- (注) 1. 監査役 金子俊夫氏及び監査役 井上敏志氏は、社外監査役であります。  
 2. 当社は、監査役 金子俊夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分        | 人数      | 報酬等の総額      |
|-----------|---------|-------------|
| 取締役（うち社外） | 7名（0名）  | 13百万円（-百万円） |
| 監査役（うち社外） | 3名（2名）  | 2百万円（1百万円）  |
| 合計（うち社外）  | 10名（2名） | 15百万円（1百万円） |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年2月2日開催の創立総会において年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成8年2月2日開催の創立総会において年額10百万円以内と決議いただいております。  
 3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 4. 上記には、平成27年4月22日開催の第19期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                   |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 金 子 俊 夫 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監 査 役 | 井 上 敏 志 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

#### ロ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役金子俊夫氏の兼職先である金子公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

#### ハ. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で規定する最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

ひびき監査法人

② 報酬等の額

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 当社が支払うべき報酬等の額                       | 9百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備については、次のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める「企業理念」「企業行動規範」「企業行動指針」の実践的運用と徹底を行う体制を構築するものとします。
- ② 役員及び使用人は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに代表取締役に報告するものとします。代表取締役は報告された事実についての調査を指揮・監督し、取締役会で協議のうえ、必要と認める場合、適切な対策を決定するものとします。
- ③ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員及び使用人に開示し、周知徹底するものとします。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書により保存し、法令・社内規程に基づき、当該文書等の保存を行うものとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクについて適切な対応を図れるよう、代表取締役をはじめ経営幹部に対して各部署から適時適切な情報が伝わるよう報告ルートの整備を進めてまいります。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整えるものとします。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項に対する審議・決定・報告等をおこなうものとし、監査役は取締役会等重要な会議に出席して意見を述べるほか、経営陣に対して経営に関する報告を求めるなど、適法性・妥当性を検証し公正な監査をおこなうものとします。

また、役職者で構成される報告会を部門ごとに週1回開催するとともに担当責任者で構成される報告会を別途月1回開催し、社長に対して業務執行の状況や課題を適宜報告するものとします。

業務運営につきましては各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しており各部門においては、目標達成に向け具体策を立案・実行するものとします。

なお、業務運営に際しては、必要な専門家と顧問契約を締結し、適宜アドバイスを受けるものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社の子会社に対しても当社同様、当社の定める「企業理念」「企業行動規範」「企業行動指針」の実践的運用と徹底を行う体制を構築するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理をおこないます。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲でスタッフを配置することとします。
7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとします。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。  
なお、監査役は当社の会計監査人であるひびき監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告できる体制を確保しており、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底をおこないます。

- ① 職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
- ② 法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
- ③ その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会への出席のほか、会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等により、効果的な業務監査並びに会計監査の遂行に努めております。また、当該監査役がその職務の遂行にあたり生じた必要費用については、請求等に従い、速やかに処理をおこないます。

10. 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときには、担当部署で審査の上、速やかに当該費用または債務の処理をおこないます。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実地しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの主な運用に努めております。

当連結会計年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに対する取り組み

当社及び子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取防止、法令の遵守に関する全体的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的におこないました。

### ② リスク管理体制の強化

当社および当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所轄部門の管理者から定期的に報告をおこないました。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

当社の経営会議に、グループ会社役員が出席しグループ会社の経営状況や課題などの報告を受けました。

### ④ 監査役の職務の執行について

監査役監査計画に基づき監査を実施するとともに、月に一度監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換をおこないました。また、監査役は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換をおこないました。

# 連結貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |           | 負 債 の 部                |           |
|--------------------|-----------|------------------------|-----------|
| <b>流 動 資 産</b>     | 608,107   | <b>流 動 負 債</b>         | 44,349    |
| 現金及び預金             | 543,190   | 支払手形及び買掛金              | 846       |
| 受取手形及び売掛金          | 24,700    | 未払金                    | 1,913     |
| 仕掛品                | 10,127    | 未払法人税等                 | 547       |
| 原材料及び貯蔵品           | 562       | 前受金                    | 36,570    |
| その他                | 29,943    | その他                    | 4,472     |
| 貸倒引当金              | △417      | <b>固 定 負 債</b>         | 6,891     |
| <b>固 定 資 産</b>     | 420,048   | 長期預り保証金                | 6,167     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | 177,449   | 繰延税金負債                 | 724       |
| 建物及び構築物            | 21,284    | <b>負 債 合 計</b>         | 51,240    |
| 工具器具備品             | 0         | <b>純 資 産 の 部</b>       |           |
| 土地                 | 155,646   | <b>株 主 資 本</b>         | 975,569   |
| その他                | 519       | 資 本 金                  | 987,425   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | 9,499     | 利 益 剰 余 金              | △11,856   |
| ソフトウェア             | 7,058     | その他の包括利益累計額            | 1,344     |
| その他                | 2,441     | その他有価証券評価差額金           | 1,344     |
| <b>投資その他の資産</b>    | 233,098   | <b>純 資 産 合 計</b>       | 976,914   |
| 投資有価証券             | 78,042    | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | 1,028,155 |
| デリバティブ債権           | 51,980    |                        |           |
| 差入保証金              | 3,360     |                        |           |
| 保険積立金              | 95,715    |                        |           |
| 破産更生債権等            | 162,332   |                        |           |
| その他                | 4,044     |                        |           |
| 貸倒引当金              | △162,377  |                        |           |
| <b>資 産 合 計</b>     | 1,028,155 |                        |           |



# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年2月1日から  
平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金      | 額       |
|-----------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                       |        | 155,014 |
| 売 上 原 価                     |        | 36,535  |
| 売 上 総 利 益                   |        | 118,479 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 98,701  |
| 営 業 利 益                     |        | 19,777  |
| 営 業 外 収 益                   |        |         |
| 受 取 利 息                     | 207    |         |
| 受 取 手 数 料                   | 320    |         |
| そ の 他                       | 364    | 892     |
| 営 業 外 費 用                   |        |         |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損           | 14,905 |         |
| そ の 他                       | 58     | 14,963  |
| 経 常 利 益                     |        | 5,706   |
| 特 別 損 失                     |        |         |
| 減 損 損 失                     | 14,175 | 14,175  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失       |        | 8,468   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     |        | 3,387   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 |        | 11,856  |
| 当 期 純 損 失                   |        | 11,856  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から  
平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |            |            |             |
|-------------------------------|-----------|------------|------------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年2月1日 残高                  | 1,119,605 | 1,348,605  | △1,480,785 | 987,426     |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |            |            |             |
| 減 資                           | △132,179  | 132,179    |            | -           |
| 欠 損 填 補                       |           | △1,480,785 | 1,480,785  | -           |
| 当 期 純 損 失                     | -         | -          | △11,856    | △11,856     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | -         | -          | -          | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △132,179  | △1,348,605 | 1,468,928  | △11,856     |
| 平成28年1月31日 残高                 | 987,425   | -          | △11,856    | 975,569     |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                              | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 平成27年2月1日 残高                  | 89                         | 89                           | 987,515   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                            |                              | -         |
| 減 資                           |                            |                              | -         |
| 欠 損 填 補                       |                            |                              | -         |
| 当 期 純 損 失                     |                            |                              | △11,856   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 1,254                      | 1,254                        | 1,254     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,254                      | 1,254                        | △10,602   |
| 平成28年1月31日 残高                 | 1,344                      | 1,344                        | 976,914   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 DDインベストメント株式会社  
株式会社ディーキューブ  
株式会社UML教育研究所

(注) 事業を休止しておりました株式会社インテラ・ブレーションは、平成27年11月6日の取締役会においてDDインベストメント株式会社として新たな事業を開始いたしました。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品 個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。但し、建物については、定額法によっております。

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 16,010千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは、資格試験事業に係る固定資産について減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度において、当初想定した収益を見込めなくなったことにより、資格試験事業に係る長期前払費用14,175千円については回収可能額を零とし帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 区 分   | 当連結会計年度期の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 発行済株式 |              |              |              |              |
| 普通株式  | 2,691,000株   | 一株           | 一株           | 2,691,000株   |
| 合計    | 2,691,000株   | 一株           | 一株           | 2,691,000株   |

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、売掛金回収、買掛金支払及び設備投資等の計画に照らし、自己資金による事業運営を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては顧客の信用状況を適宜把握すると共に、月次で回収状況及び債権残高を把握することを通じてリスクの軽減を図っております。投資有価証券及び組込デリバティブを含む複合金融商品は、発行体の信用リスク及び金利・為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価を把握することでリスク軽減を図っております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については販売管理規程に従い、取引先毎の残高管理を行うと共に、取引先の財務状況に応じ与信限度額の設定を行っております。

- ・市場リスク（株式の市場価格及び為替・金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に株価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、組込デリバティブを含む複合金融商品は、定期的に時価を把握することでリスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

|          | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------|--------------------|------------|------------|
| 現金及び預金   | 543,190            | 543,190    | —          |
| 投資有価証券   | 66,032             | 66,032     | —          |
| デリバティブ債権 | 51,980             | 51,980     | —          |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

非上場株式（連結貸借対照表計上額 12,010千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

(3) デリバティブ債権

取引金融機関から提示された価格によっております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額、時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

|                        | 連結貸借対照表計上額          |                    |                    | 当連結会計年度末の時価<br>(千円) |
|------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
|                        | 当連結会計年度期首残高<br>(千円) | 当連結会計年度増減額<br>(千円) | 当連結会計年度末残高<br>(千円) |                     |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 178,072             | △1,142             | 176,930            | 201,200             |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 363円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円41銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(共同事業契約及び新規事業開始)

当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、救救com株式会社（以下、「救救社」）との共同事業契約書の締結及び救救社との契約に基づく新規事業を開始することを決議いたしました。

### 記

#### 1. 契約締結及び新規事業開始の理由

当社は、サービス分野における顧客価値向上を目指し、新たな業界、企業との協業を模索してまいりました。このたびの救救社との共同事業契約締結及び新規事業の開始は、救救社の持つ音声認識技術及びこれを活用したソフトウェア開発技術を活用することにより、両社で新たな製品及びサービスを開発すると共に、当社グループの営業ノウハウを活用しこれらの新たな製品及びサービスの販売を行い、当社グループの収益力の強化を図ることを目的としております。

#### 2. 共同事業及び新規事業の内容

今日注目されているウェアラブル端末にかかるものをはじめ、将来のITソフトウェアにおいては音声認識技術が不可欠であります。このたびの共同事業及び新規事業は、救救社が技術を持つ音声認識技術のさらなる開発を両社でおこなうと共に、救救社が現在有する製品である耐騒音型マイク及びクラウド救命支援システム（CEMS）を両社協力の下、おこなうものであります。

#### 3. 共同事業の相手先の概要

|   |           |                                     |
|---|-----------|-------------------------------------|
| ① | 名称        | 救救com株式会社                           |
| ② | 本店所在地     | 東京都中央区入船一丁目7番9号 リベラ入船3階             |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 正田 宜宏                         |
| ④ | 事業内容      | 音声認識ソフトウェア・機器・サービスの<br>企画・開発・製造及び販売 |
| ⑤ | 資本金の額     | 10,000,000円                         |

#### 4. 日程

共同事業契約の締結日 平成28年2月12日  
新規事業の開始日 平成28年3月1日

#### 5. 新規事業のために特別に支出する予定額の合計額

30,000,000円（予定）

#### 6. 今後の見通し

本契約及び新規事業が当社の連結業績に与える影響につきましては現在精査中であります。

# 貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部          |           |
|-------------|-----------|------------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 566,553   | 流 動 負 債          | 41,681    |
| 現金及び預金      | 496,499   | 買 掛 金            | 847       |
| 売 掛 金       | 24,700    | 未 払 金            | 1,919     |
| 仕 掛 品       | 10,127    | 未 払 費 用          | 1,557     |
| 原材料及び貯蔵品    | 207       | 前 受 金            | 35,357    |
| 前 払 費 用     | 1,422     | 預 り 金            | 1,177     |
| 立 替 金       | 14,601    | そ の 他            | 821       |
| 関係会社短期貸付金   | 15,000    | 固 定 負 債          | 54        |
| そ の 他       | 4,513     | 繰 延 税 金 負 債      | 54        |
| 貸 倒 引 当 金   | △517      | 負 債 合 計          | 41,735    |
| 固 定 資 産     | 449,378   | 純 資 産 の 部        |           |
| 有 形 固 定 資 産 | 519       | 株 主 資 本          | 974,132   |
| 工具器具備品      | 0         | 資 本 金            | 987,425   |
| そ の 他       | 519       | 利 益 剰 余 金        | △13,293   |
| 無 形 固 定 資 産 | 9,427     | その他利益剰余金         | △13,293   |
| ソフトウェア      | 7,058     | 繰越利益剰余金          | △13,293   |
| そ の 他       | 2,369     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  | 64        |
| 投資その他の資産    | 439,431   | その他有価証券評価<br>差 額 | 64        |
| 投資有価証券      | 62,092    | 純 資 産 合 計        | 974,196   |
| デリバティブ債権    | 51,980    |                  |           |
| 関係会社株式      | 0         |                  |           |
| 差入保証金       | 4,666     |                  |           |
| 保険積立金       | 95,715    |                  |           |
| 関係会社長期貸付金   | 320,141   |                  |           |
| 破産更生債権等     | 162,332   |                  |           |
| そ の 他       | 4,044     |                  |           |
| 貸 倒 引 当 金   | △261,541  |                  |           |
| 資 産 合 計     | 1,015,932 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計  | 1,015,932 |



# 損 益 計 算 書

(平成27年2月1日から  
平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 148,467 |
| 売 上 原 価                 |        | 32,330  |
| 売 上 総 利 益               |        | 116,137 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 107,664 |
| 営 業 利 益                 |        | 8,472   |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 3,229  |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入           | 5,440  |         |
| そ の 他                   | 3,283  | 11,953  |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| デ リ バ テ イ プ 損 失         | 17,830 |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 13,348 |         |
| そ の 他                   | 0      | 31,178  |
| 経 常 損 失                 |        | 10,752  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 10,752  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 2,541   |
| 当 期 純 損 失               |        | 13,293  |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から  
平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |            |                    |               |         | 株主資本合計 |
|-----------------------------|-----------|------------|--------------------|---------------|---------|--------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金          |               | 株主資本合計  |        |
|                             |           | 資 本 準 備 金  | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |        |
| 平成27年2月1日 残高                | 1,119,605 | 1,348,605  | △1,480,785         | △1,480,785    | 987,425 |        |
| 事業年度中の変動額                   |           |            |                    |               |         |        |
| 減 資                         | △132,179  | 132,179    |                    |               | －       |        |
| 欠 損 填 補                     |           | △1,480,785 | 1,480,785          | 1,480,785     | －       |        |
| 当 期 純 損 失                   | －         | －          | △13,293            | △13,293       | △13,293 |        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | －         | －          | －                  | －             | －       |        |
| 事業年度中の変動額合計                 | △132,179  | △1,348,605 | 1,467,491          | 1,467,491     | △13,293 |        |
| 平成28年1月31日 残高               | 987,425   | －          | △13,293            | △13,293       | 974,132 |        |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            |   |            | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|------------|---|------------|-----------|
|                             | そ の 他<br>評 価    | 有 価<br>証 券 | 額 | 評 価<br>差 額 |           |
| 平成27年2月1日 残高                |                 | 89         |   | 89         | 987,515   |
| 事業年度中の変動額                   |                 |            |   |            |           |
| 減 資                         |                 |            |   |            |           |
| 欠 損 填 補                     |                 |            |   |            |           |
| 当 期 純 損 失                   |                 |            |   |            | △13,293   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |                 | △25        |   | △25        | △25       |
| 事業年度中の変動額合計                 |                 | △25        |   | △25        | △13,319   |
| 平成28年1月31日 残高               |                 | 64         |   | 64         | 974,196   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                          |                                                                                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法        |                                                                                    |
| ① 子会社及び関連会社株式            | 移動平均法による原価法                                                                        |
| ② その他有価証券                |                                                                                    |
| ・時価のあるもの                 | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                          |
| ・時価のないもの                 | 移動平均法による原価法                                                                        |
| ③ デリバティブ                 | 時価法                                                                                |
| ④ たな卸資産                  |                                                                                    |
| ・商品及び製品                  | 先入先出法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                                   |
| ・仕掛品                     | 個別法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                                     |
| (2) 固定資産の減価償却の方法         |                                                                                    |
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）       | 定率法によっております。                                                                       |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）       |                                                                                    |
| ・自社利用のソフトウェア             | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                   |
| ・販売目的のソフトウェア             | 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。                                |
| ・その他の無形固定資産              | 定額法によっております。                                                                       |
| (3) 引当金の計上基準             |                                                                                    |
| 貸倒引当金                    | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (4) その他計算書類作成のための基本となる事項 |                                                                                    |
| 消費税等の会計処理                | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。                                                      |

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,051千円 |
| (2) 取締役に対する金銭債権    | 4,450千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引       |          |
| 売上高        | 5,100千円  |
| 売上原価       | 2,758千円  |
| 販売費及び一般管理費 | 12,725千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,025千円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 投資有価証券評価損    | 99,605千円  |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 84,439千円  |
| 繰越欠損金        | 250,567千円 |
| その他          | 58,432千円  |

繰延税金資産小計 493,046千円

評価性引当額 △493,046千円

繰延税金資産合計 －千円

(繰延税金負債)

有価証券評価差額金 54千円

繰延税金負債合計 54千円

繰延税金負債の純額 54千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%になります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 資本金<br>又は<br>出資<br>金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は<br>職業 | 議決権等<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容           |                  | 取引の<br>内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目                                 | 期末残<br>高<br>(千円) |
|-----|----------------------|------------------------------|-----------------------|------------------------|----------------|------------------|-------------------|--------------|------------------------------------|------------------|
|     |                      |                              |                       |                        | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上<br>の<br>関係   |                   |              |                                    |                  |
| 子会社 | DDインベストメント株式会社       | 30,000                       | 投資コンサルタント業務           | 100.0                  | 兼任2名           | コンサルティング契約の締結    | 貸付<br>資金          | 45,000       | 短期貸付金<br>(注1)<br>長期貸付金<br>(注1)(注2) | 9,000<br>33,750  |
|     | 株式会社<br>ディキューブ       | 60,000                       | 保有する<br>賃貸不動産の賃貸      | 100.0                  | 兼任1名           | 当社が<br>資金を<br>貸付 | 利息の<br>受取<br>(注1) | 100          | —                                  | —                |
|     |                      |                              |                       |                        |                |                  | 貸付<br>資金          | —            | 短期貸付金<br>(注1)<br>長期貸付金<br>(注1)(注2) | 3,000<br>264,841 |
|     | 株式会社<br>UML教育<br>研究所 | 52,000                       | 資格試験<br>資産の管<br>理     | 88.3                   | 兼任3名           | 販売代理<br>契約の締結    | 貸付<br>資金          | —            | 短期貸付金<br>(注1)<br>長期貸付金<br>(注1)(注2) | 3,000<br>21,550  |

(注) 1. 利率については、市場金利等を勘案の上、決定しております。

(注) 2. 子会社への貸付金に対し、合計99,264千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計5,440千円の貸倒引当金戻入額及び合計13,290千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類                  | 会社等の名称 | 資本金<br>又は<br>出資<br>金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は<br>職業 | 議決権等<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容           |                | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残<br>高<br>(千円) |
|---------------------|--------|------------------------------|-----------------------|------------------------|----------------|----------------|-----------|--------------|-----|------------------|
|                     |        |                              |                       |                        | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上<br>の<br>関係 |           |              |     |                  |
| 役員が議決権の過半数を所有している会社 | アズ株式会社 | 10,000                       | 法人向け営業アウツソーシングサービス    | 60.0                   | —              | ライセンス許諾        | ライセンス使用料  | 48,000       | 売掛金 | 4,320            |

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

362円02銭

(2) 1株当たり当期純損失

4円94銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(共同事業契約及び新規事業開始)

当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、救救com株式会社（以下、「救救社」）との共同事業契約書の締結及び救救社との契約に基づく新規事業を開始することを決議いたしました。

### 記

#### 1. 契約締結及び新規事業開始の理由

当社は、サービス分野における顧客価値向上を目指し、新たな業界、企業との協業を模索してまいりました。このたびの救救社との共同事業契約締結及び新規事業の開始は、救救社の持つ音声認識技術及びこれを活用したソフトウェア開発技術を活用することにより、両社で新たな製品及びサービスを開発すると共に、当社グループの営業ノウハウを活用しこれらの新たな製品及びサービスの販売を行い、当社グループの収益力の強化を図ることを目的としております。

#### 2. 共同事業及び新規事業の内容

今日注目されているウェアラブル端末にかかるものをはじめ、将来のITソフトウェアにおいては音声認識技術が不可欠であります。このたびの共同事業及び新規事業は、救救社が技術を持つ音声認識技術のさらなる開発を両社でおこなうと共に、救救社が現在有する製品である耐騒音型マイク及びクラウド救命支援システム（CEMS）を両社協力の下、おこなうものであります。

#### 3. 共同事業の相手先の概要

|   |           |                                     |
|---|-----------|-------------------------------------|
| ① | 名称        | 救救com株式会社                           |
| ② | 本店所在地     | 東京都中央区入船一丁目7番9号 リベラ入船3階             |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 正田 宜宏                         |
| ④ | 事業内容      | 音声認識ソフトウェア・機器・サービスの<br>企画・開発・製造及び販売 |
| ⑤ | 資本金の額     | 10,000,000円                         |

#### 4. 日程

共同事業契約の締結日 平成28年2月12日  
新規事業の開始日 平成28年3月1日

#### 5. 新規事業のために特別に支出する予定額の合計額

30,000,000円（予定）

#### 6. 今後の見通し

本契約及び新規事業が当社の業績に与える影響につきましては現在精査中であります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 3月23日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

|        |       |    |    |   |
|--------|-------|----|----|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 瀧川 | 鉄雄 | 印 |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 木下 | 隆志 | 印 |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第20期連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 3月23日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 瀧川 鉄雄 ㊞ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木下 隆志 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月30日

株式会社デジタルデザイン 監査役会

常勤監査役 碓 利 之 ⑩

社外監査役 金 子 俊 夫 ⑩

社外監査役 井 上 敏 志 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう変更を行うものであります。なお、現行定款第26条の変更については、各監査役の同意に基づいております。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                       |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)               |
| (機関)                          | (機関)                          |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                       | <u>(1)</u> 取締役会               |
| 2. 監査役                        | <u>(2)</u> 監査等委員会             |
| 3. 監査役会                       | 削除                            |
| 4. 会計監査人                      | <u>(3)</u> 会計監査人              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に取締役7名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。<br/> <u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/> <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって当社を代表すべき取締役1名以上を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって当社を代表すべき取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> 1名以上を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規程)<br/> 第24条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)<br/> 第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u><br/> 第27条 <u>当社に監査役3名以内を置く</u></p> | <p>(取締役会規程)<br/> 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)<br/> 第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 (削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 案            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p><u>(選任)</u><br/> 第28条 監査役は株主総会において選任する。<br/> ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>                               | <p>第28条 (削除)</p> |
| <p><u>(任期)</u><br/> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/> ②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>                              | <p>第29条 (削除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>                                                                                           | <p>第30条 (削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>第31条 (削除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第32条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                  | <p>第32条 (削除)</p> |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>                                                                                              | <p>第33条 (削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法に第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第34条 (削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第29条 当社の監査等委員会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/>第35条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p> <p><u>(期末配当及び基準日)</u><br/>第36条 当社は、毎年1月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当及び基準日)</u><br/>第37条 当社は、毎年7月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)<br/>第38条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/>第30条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (削除)</p> <p>第37条 (削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/>第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u><br/>第32条 当社は、<u>期末配当の基準日は毎年1月31日を基準日とする。</u><br/>②<u>当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u><br/>③<u>前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)<br/>第33条 (現行どおり)</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の任期満了に伴って、選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株<br>式株数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | てら い かず ひこ<br>寺 井 和 彦<br>(昭和37年3月4日生)   | 平成8年2月 当社設立代表取締役社長<br>就任(現任)<br>平成24年4月 株式会社ディーキューブ<br>代表取締役社長就任(現任)<br>平成26年3月 株式会社UML教育研究所<br>代表取締役社長就任(現任)                                                | 1,195,900株          |
| 2     | いかり とし ゆき<br>碓 利 之<br>(昭和18年1月28日生)     | 平成元年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>流通サービス事業本部長就任<br>平成6年1月 株式会社ビジネスブレイン太田<br>昭和 常務取締役就任<br>平成19年3月 株式会社UML教育研究所<br>代表取締役就任<br>平成21年4月 当社取締役就任<br>平成24年4月 当社常勤監査役就任(現任) | 一株                  |
| 3     | ほし かわ まさ ひと<br>星 川 征 仁<br>(昭和49年5月14日生) | 平成27年4月 当社取締役就任(現任)<br>平成27年4月 株式会社UML教育研究所<br>取締役就任(現任)                                                                                                     | 一株                  |
| 4     | まつ だ げん<br>松 田 元<br>(昭和59年2月11日生)       | 平成24年5月 アズグループホールディングス<br>(現 アズホールディングス)株式会<br>社設立<br>代表取締役会長就任(現任)<br>平成27年4月 当社取締役就任(現任)<br>平成27年11月 DDインベストメント株式会社<br>代表取締役社長就任(現任)                       | 269,100株            |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                          | 所有する当社の株数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | ふく やま よし と<br>福 山 義 人<br>(昭和24年12月20日生) | 平成16年10月 株式会社CSK(現 株式会社SCSK)<br>代表取締役会長就任<br>平成23年4月 当社取締役就任<br>平成25年8月 当社取締役会長就任(現任)                                       | 一株        |
| 2     | いの うえ きと し<br>井 上 敏 志<br>(昭和47年12月14日生) | 平成14年10月 弁護士登録<br>淀屋橋法律事務所入所(現任)<br>平成24年4月 当社監査役就任(現任)                                                                     | 一株        |
| 3     | かね こ とし お<br>金 子 俊 夫<br>(昭和16年8月21日生)   | 昭和43年4月 ビート・マーウイック・ミッシェル公認会計士事務所入所<br>(現 有限責任あずさ監査法人)<br>平成3年5月 金子公認会計士事務所<br>公認会計士・税理士を自ら営む<br>(現任)<br>平成26年4月 当社監査役就任(現任) | 一株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上敏志氏及び金子俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 井上敏志氏を社外取締役候補とした理由は、弁護士の資格を保持しており、いずれも豊富な経験における高い識見から、当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
- (2) 金子俊夫氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士・税理士として豊富な知識と経験における専門的な識見から、当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
4. 当社は、井上敏志氏及び金子俊夫氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の額としており、井上敏志氏及び金子俊夫氏が再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成8年の創立総会において、年額50百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額50百万円以内」と定めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとしたします。

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額10百万円以内」と定めさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案が原案通り承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものいたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるひびき監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の決定に基づいております。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 清和監査法人                                                                                                      |
| 事 務 所 | 主たる事務所 東京都千代田区飯田橋1丁目3番2号<br>曙杉館4階<br>その他の事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8<br>神港ビルディング1階                                    |
| 沿 革   | 平成16年3月 設立<br>平成21年11月 R S M Internationalと業務提携                                                             |
| 概 要   | 構成人員 社員（公認会計士） 10名<br>職員（公認会計士） 15名<br>（公認会計士試験合格者等） 11名<br>（その他職員） 7名<br>合 計 43名<br>関与会社数 46社<br>出資金 26百万円 |

平成28年1月1日現在

（注）監査役会が清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、従来の会計監査人の就任期間が長期間にわたっていることから、今回の任期満了に伴い、会計監査人の見直しを行ったものであり、複数の監査法人と比較検討した結果、清和監査法人については、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

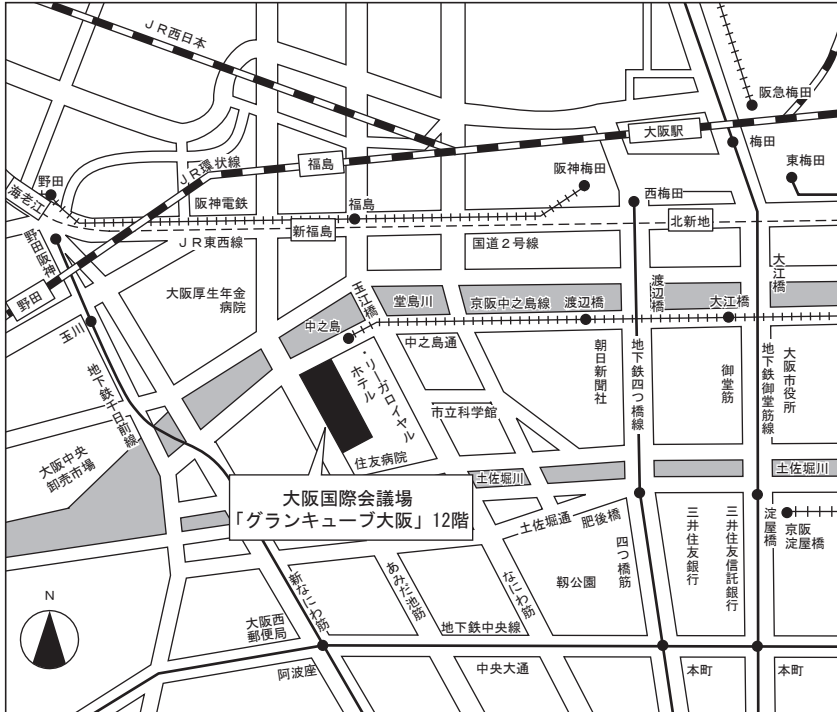
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区中之島五丁目3番51号  
大阪国際会議場「グランキューブ大阪」12階 会議室



- 京阪中之島線「中之島駅」下車すぐ
- JR「大阪駅」駅前バスターミナルから、大阪市バス（53系統 船津橋行）または（55系統 鶴町四行）で約15分「堂島大橋」バス停下車すぐ
- JR大阪環状線「福島駅」から徒歩約10分
- JR東西線「新福島駅」（2番出口）から徒歩約10分
- 阪神電鉄「福島駅」から徒歩約10分
- 大阪市営地下鉄「阿波座駅」（中央線1号出口・千日前線9号出口）から徒歩約10分
- シャトルバスが、「リーガロイヤルホテル」（当会議場東隣）とJR「大阪駅」西側（高架下）の間で運行しており、ご利用いただけます。



平成 28 年 4 月 18 日

株主各位

株式会社デジタルデザイン  
代表取締役 寺井 和彦

「第20期定時株主総会招集ご通知」一部訂正のお知らせ

弊社「第20期定時株主総会招集ご通知」に一部記載の誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のお知らせをさせていただきます。

記

1. 訂正箇所:第20期定時株主総会招集ご通知 9ページ  
会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況

【訂正前】

(注)

【訂正後】

つぎのとおり(注)3. を追加いたします。

(注)3. 当社は、これまで、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たす監査役を独立役員として選任し、独立役員を含めた社外監査役の意見を尊重、反映させた取締役会の運営により、経営の健全性の確保を図ってきたことから、社外取締役を置いておりませんでした。

今般第20期定時株主総会における承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い複数の社外取締役を選任することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

2. 訂正箇所:第20期定時株主総会招集ご通知 25 ページ  
損益計算書

【訂正前】

| 科 目             | 金             | 額             |
|-----------------|---------------|---------------|
| 売 上 高           |               | 148,467       |
| 売 上 原 価         |               | 32,330        |
| 売 上 総 利 益       |               | 116,137       |
| 販売費及び一般管理費      |               | 107,664       |
| 営 業 利 益         |               | 8,472         |
| 営 業 外 収 益       |               |               |
| 受 取 利 息         | 3,229         |               |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入   | 5,440         |               |
| そ の 他           | <u>3,283</u>  | <u>11,953</u> |
| 営 業 外 費 用       |               |               |
| デ リ バ テ ィ ブ 損 失 | <u>17,830</u> |               |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入   | 13,348        |               |
| そ の 他           | 0             | <u>31,178</u> |
| 経 常 損 失         |               | 10,752        |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |               | 10,752        |
| 法人税、住民税及び事業税    |               | 2,541         |
| 当 期 純 損 失       |               | 13,293        |

【訂正後】

| 科 目             | 金             | 額             |
|-----------------|---------------|---------------|
| 売 上 高           |               | 148,467       |
| 売 上 原 価         |               | 32,330        |
| 売 上 総 利 益       |               | 116,137       |
| 販売費及び一般管理費      |               | 107,664       |
| 営 業 利 益         |               | 8,472         |
| 営 業 外 収 益       |               |               |
| 受 取 利 息         | 3,229         |               |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入   | 5,440         |               |
| そ の 他           | <u>358</u>    | <u>9,028</u>  |
| 営 業 外 費 用       |               |               |
| デ リ バ テ ィ ブ 損 失 | <u>14,905</u> |               |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入   | 13,348        |               |
| そ の 他           | 0             | <u>28,253</u> |
| 経 常 損 失         |               | 10,752        |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |               | 10,752        |
| 法人税、住民税及び事業税    |               | 2,541         |
| 当 期 純 損 失       |               | 13,293        |

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

3. 訂正箇所:第20期定時株主総会招集ご通知 38 ページ  
第1号議案 定款一部変更の件

【訂正前】

| 現 行 定 款       | 変 更 案         |
|---------------|---------------|
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 |

【訂正後】

| 現 行 定 款              | 変 更 案 |
|----------------------|-------|
| <u>第5章 監査役及び監査役会</u> | (削除)  |

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

以上